

魚津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

平成 28 年 3 月

令和 3 年 3 月 改定

魚 津 市

《 目 次 》

第1章 はじめに

1	計画策定の背景と目的	1
2	対象地域	1
3	対象廃棄物	1
4	計画の位置づけ	1
5	計画期間	3

第2章 地域概要

1	位置・地勢	4
2	気象	5
3	人口	6
4	産業	7
5	土地利用	8

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況

1	ごみ分別区分	9
2	ごみ処理の流れ	10
3	ごみ排出量の現況	11
4	収集・運搬の現況	13
5	中間処理の現況	14
6	最終処分の現況	15
7	減量化・資源化の現況	17
8	ごみ処理経費	18
9	ごみ処理における課題	19

第2節 ごみ処理基本計画

1	基本目標と基本方針	20
2	基本目標のための役割	22
3	目標の設定	23
4	目標達成にむけた主な取り組み	26

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

近年、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動により、資源やエネルギーの枯渇、廃棄物処理に伴う環境負荷など地球規模での環境問題が深刻化しています。また、食品ロスや海洋プラスチック問題など新たな課題にも対応しなければなりません。

国では、循環型社会形成推進基本法の制定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正、リサイクルの推進に係る諸法の制定等が行なわれ、環境に配慮した循環型社会の形成に向けた取り組みを推進するための法的基盤の整備を進めています。

魚津市（以下「本市」）という。）では、新川広域圏において指定袋制の導入や、資源ごみの分別収集など、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進してきました。

このような状況を背景として、一般廃棄物処理について、市民・事業者・行政がともに、循環型社会の形成に貢献できる取り組みを総合的かつ中長期的に推進するための指針として、魚津市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

3 対象廃棄物

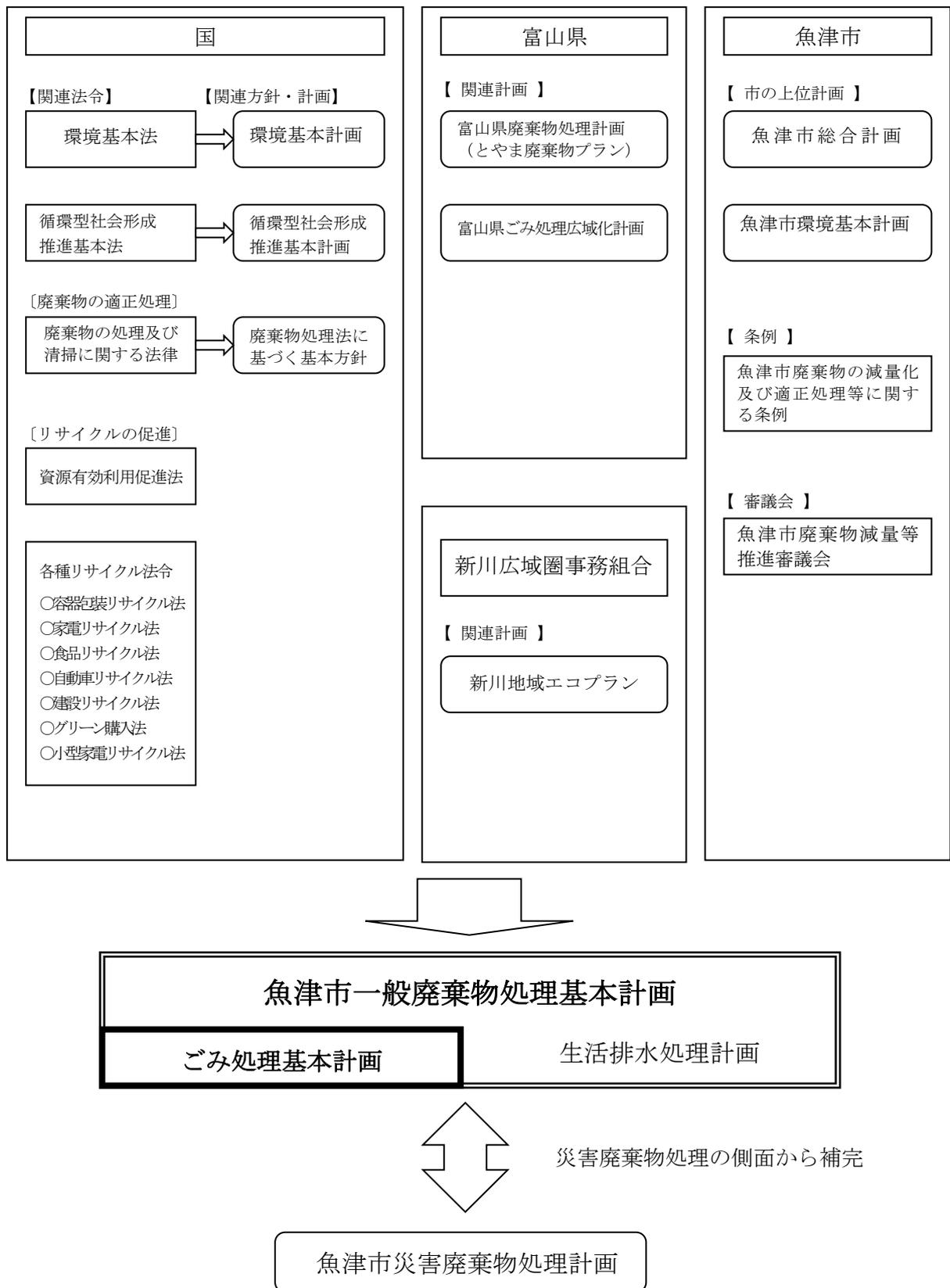
本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のうち、ごみとします。

4 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定するものです。

策定に際しては、「魚津市総合計画」等と整合を図りつつ、関連方針・関連計画との調整にも努めるものとします。

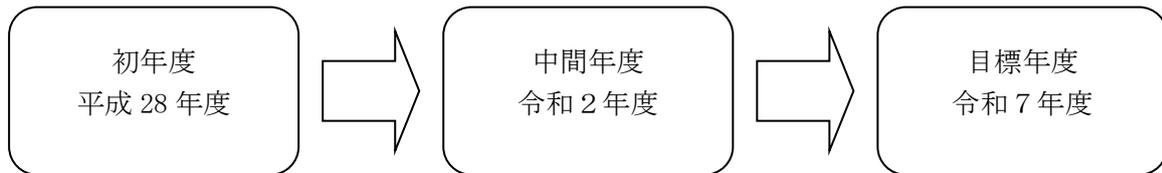
図 1 - 1 本計画の位置づけ



5 計画期間

本計画は、平成 28 年度から令和 7 年度までを計画対象期間とし、令和 7 年度を目標年度として設定しています。また、計画の進捗状況の把握と社会情勢の変化等を踏まえ、5 年を目途に計画を見直すこととし、令和 2 年度を中期目標年度として設定しています。

なお、社会情勢や法制度等の諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行なうものとします。



第2章 地域概要

1 位置・地勢

本市は、富山県の東部に位置し、富山市から東へ25kmの距離にあり、総面積は、200.61k㎡です。北東は布施川を境に黒部市と、南西は早月川を隔てて滑川市・上市町と接しています。北西には富山湾が広がり、「ほたるいか・蜆気楼・埋没林」が本市の三大奇観としてよく知られています。

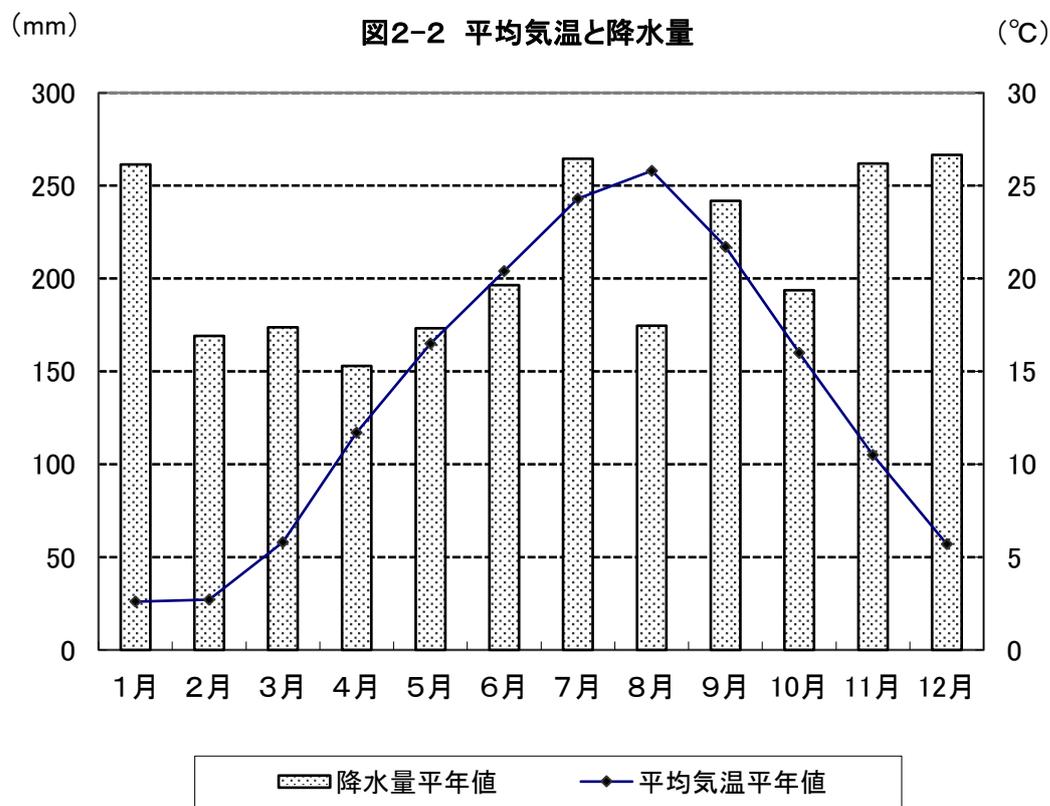
南東部は、最大標高2,415m（釜谷山：毛勝三山の一つ）に達する山岳地帯で、北アルプスに連なっています。これらの山々を源として、片貝川・布施川、早月川や角川などの河川が、市内を潤しながら富山湾に注いでいます。市域の約70%が標高200m以上で急勾配な山地で占められ、台地から平坦地、海岸へとおだやかな斜面を形成しています。海岸線は比較的平坦でその延長は、約8kmですが、海中は、急斜面となり一大深層を作っています。そのため、魚津の港は昔から良港として船の出入りが多く、魚の種類も豊富で魚津の名のごとく県下屈指の漁場として広く知られています。

図2-1 本市の位置図



2 気象

本市の気候は日本海型気候帯に属し、年平均気温は13.6℃、年降水量は2,544mm、冬季の最深積雪は58cm（いずれも平年値）です。月別平均気温、降水量は図2-2のとおりです。



※平年値・・・1981年から2010年の30年間平均

資料) 気象庁「気象統計情報」

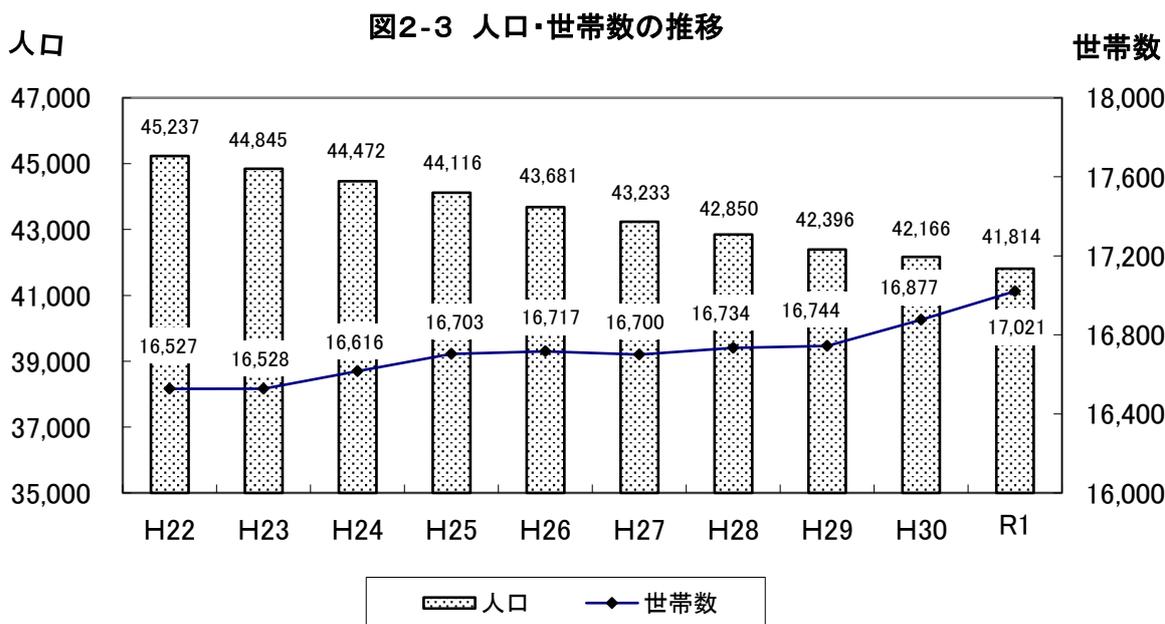
3 人口

本市の人口及び世帯数の推移（図2 - 3）です。

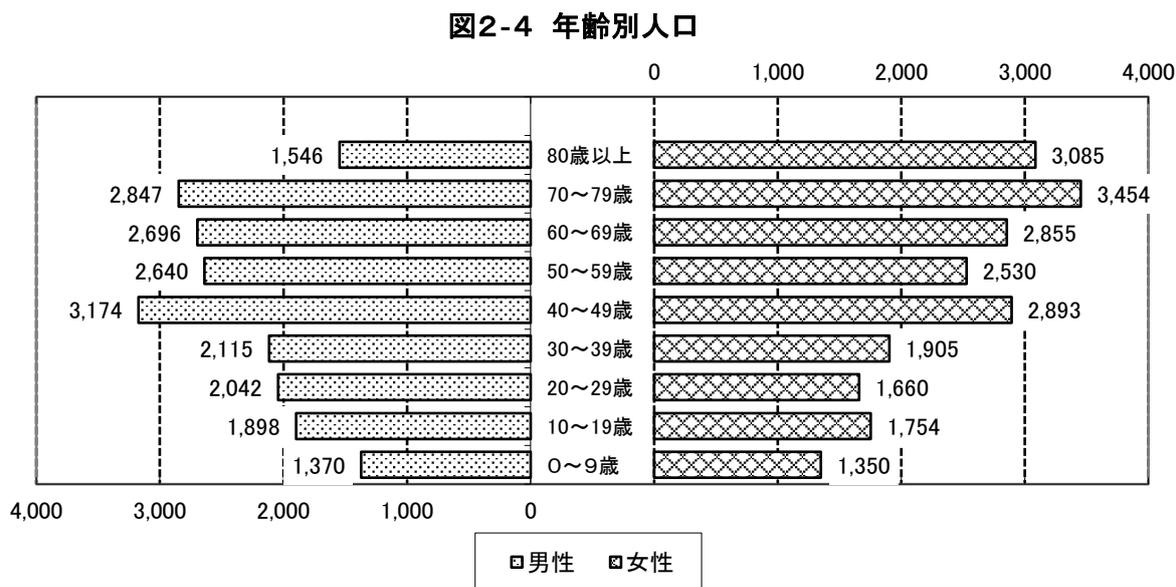
令和元年の総人口は41,814人、世帯数は17,021世帯であり、平均世帯人員が2.45人となっています。

人口の減少傾向に対し、世帯数は増加傾向を示しており、核家族化の進行がみられます。

また、年齢別人口では、70歳代が全体の14.3%で最も多く、9歳以下が全体の6.5%と最も少なく少子高齢化がみられます。



資料) 住民基本台帳（各年10月1日現在） ※外国人登録者を含む

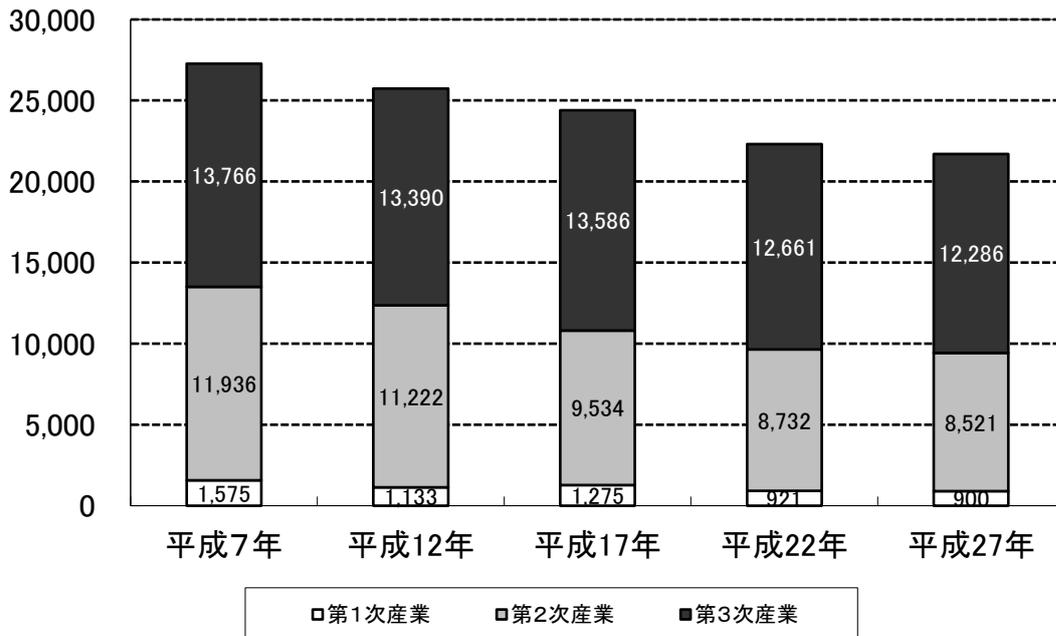


資料) 住民基本台帳（令和元年10月1日現在） ※外国人登録者を含む

4 産業

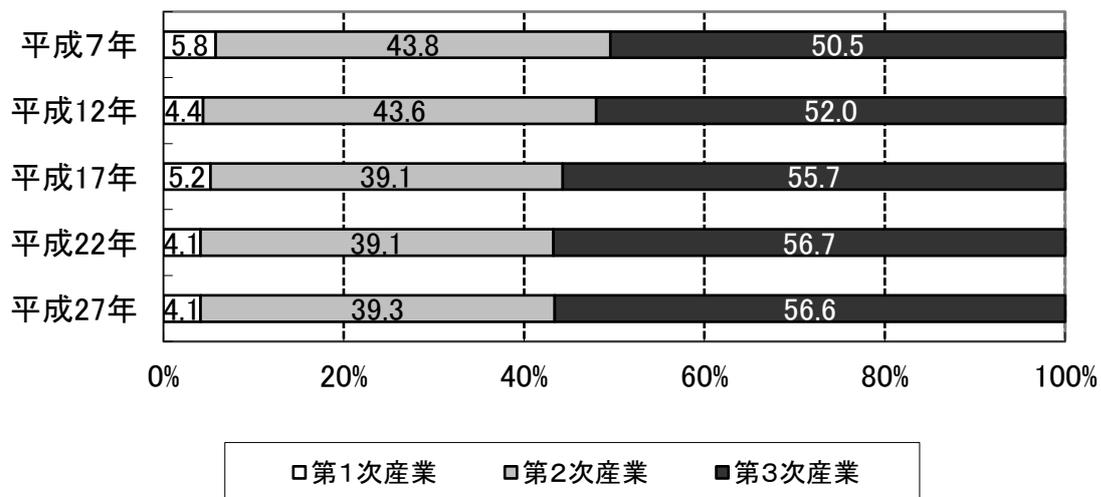
本市の産業別就業人口の推移（図2-5）は、第1次産業の就業者数は、高齢化などに伴い低迷しています。また、近年、総就業者数が減少し、その中で、第1次産業、第2次産業は就業者割合が減少し、第3次産業の割合は増加の傾向が見られます。

図2-5 産業別就業者数推移



資料) 国勢調査

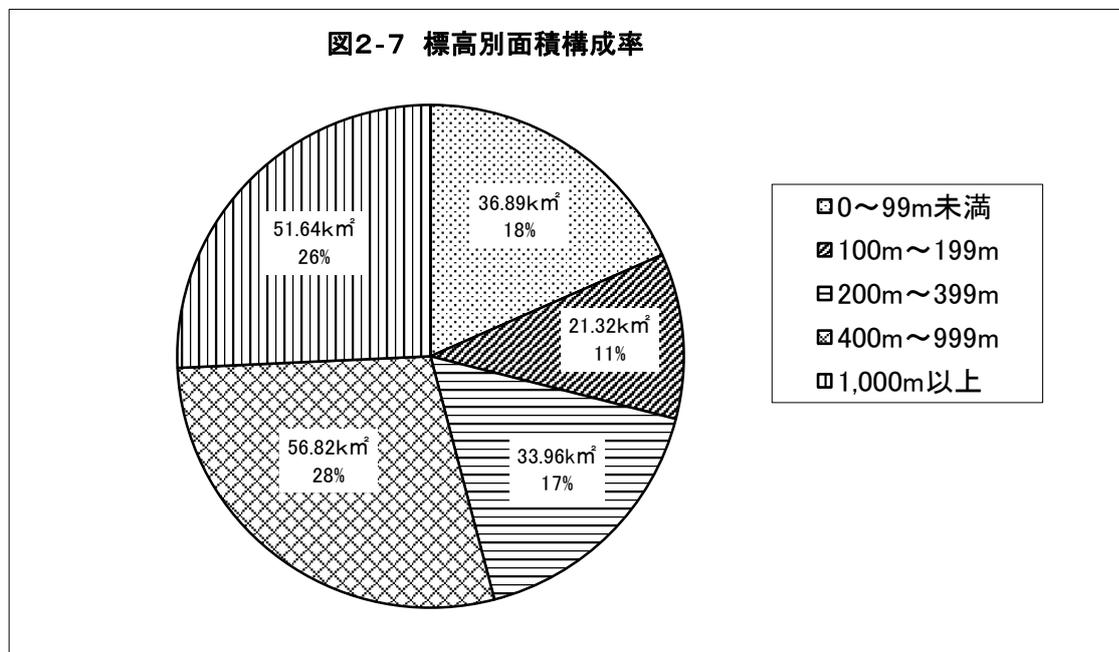
図2-6 産業別就業者割合推移



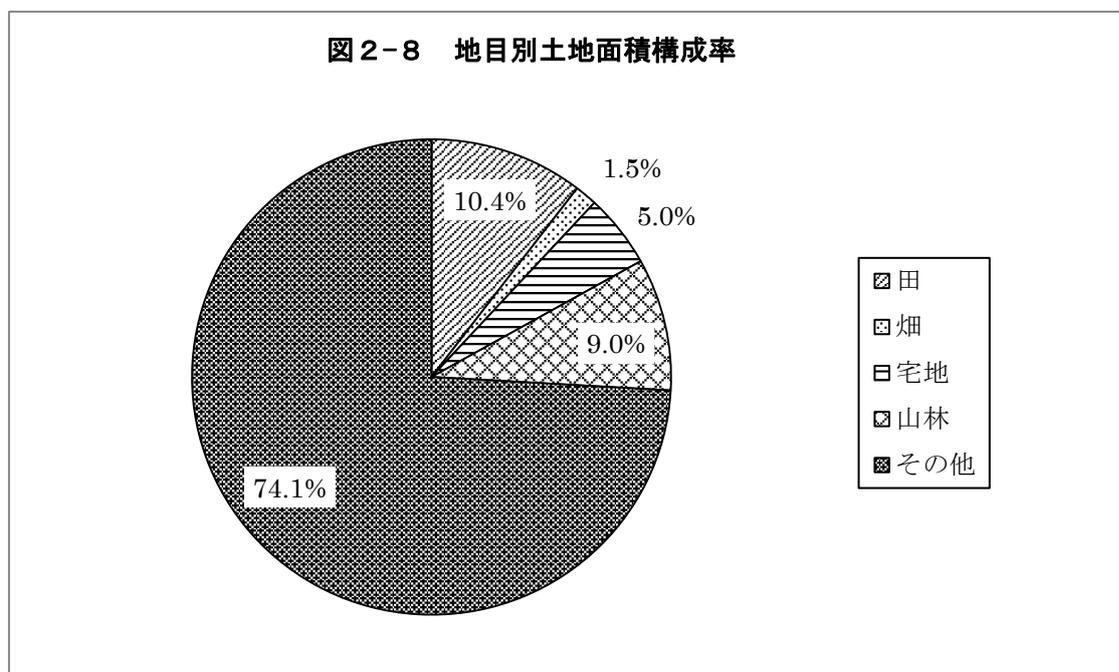
資料) 国勢調査

5 土地利用

本市は、標高 200m以上の土地が 7 割以上を占めており、地目別土地面積（図 2-8）については、その他（主に保安林）、山林以外では、田が 20.86k m²で 10.4%、宅地が 10.03k m²で 5.0%の順で占めています。



資料) 魚津市の統計



資料) 魚津市の統計

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ分別区分

本市のごみの分別区分（表3-1）です。

表3-1 ごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	
市で収集するごみ (拠点回収含む)	燃やせるごみ	生ごみ、紙くず、紙おむつ、衣服、皮革製品 木くず、剪定枝(5cm角×30cm以内のもの)、草 等	
	燃やせないごみ (ビニール・プラスチック類・ゴム類)	ビニール・プラスチック製品、ゴム製品、 ふとん、毛布、タイヤ(ホイール無し) ビデオテープ、CD・DVD 等	
	燃やせないごみ (金物類・陶器類・ガラス類・粗大ごみ)	なべ、フライパン、グラス、せともの 蛍光灯、乾電池、家具類、自転車・三輪車、 125cc未満のオートバイ 等	
	資源ごみ	缶類	アルミ缶
			スチール缶
		びん類	無色びん
			茶色びん
			緑色びん
			その他びん
		ペットボトル	 マークのついたもの
プラ製容器包装		 マークのついたもの	
紙製容器包装		 マークのついたもの	
古紙類	新聞紙		
	雑誌		
	広告紙		
	ダンボール 紙パック		
廃小型家電	使用済み小型家電		
インク カートリッジ	インクカートリッジ		
市で収集しないごみ	事業系ごみ	事業活動により生ずるごみ	
	市で処理できないごみ	消火器、バッテリー、医療廃棄物、毒劇薬物、ガ スボンベ、バネ入りソファやマットレス、 大きさ制限(2m×1.4m×1.2m)超過物、 125cc以上のオートバイ、ホイール付タイヤ、 ドラム缶、ペンキ、 廃家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・ 衣類乾燥機、エアコン)、 その他処理困難なものや危険なもの	

2 ごみ処理の流れ

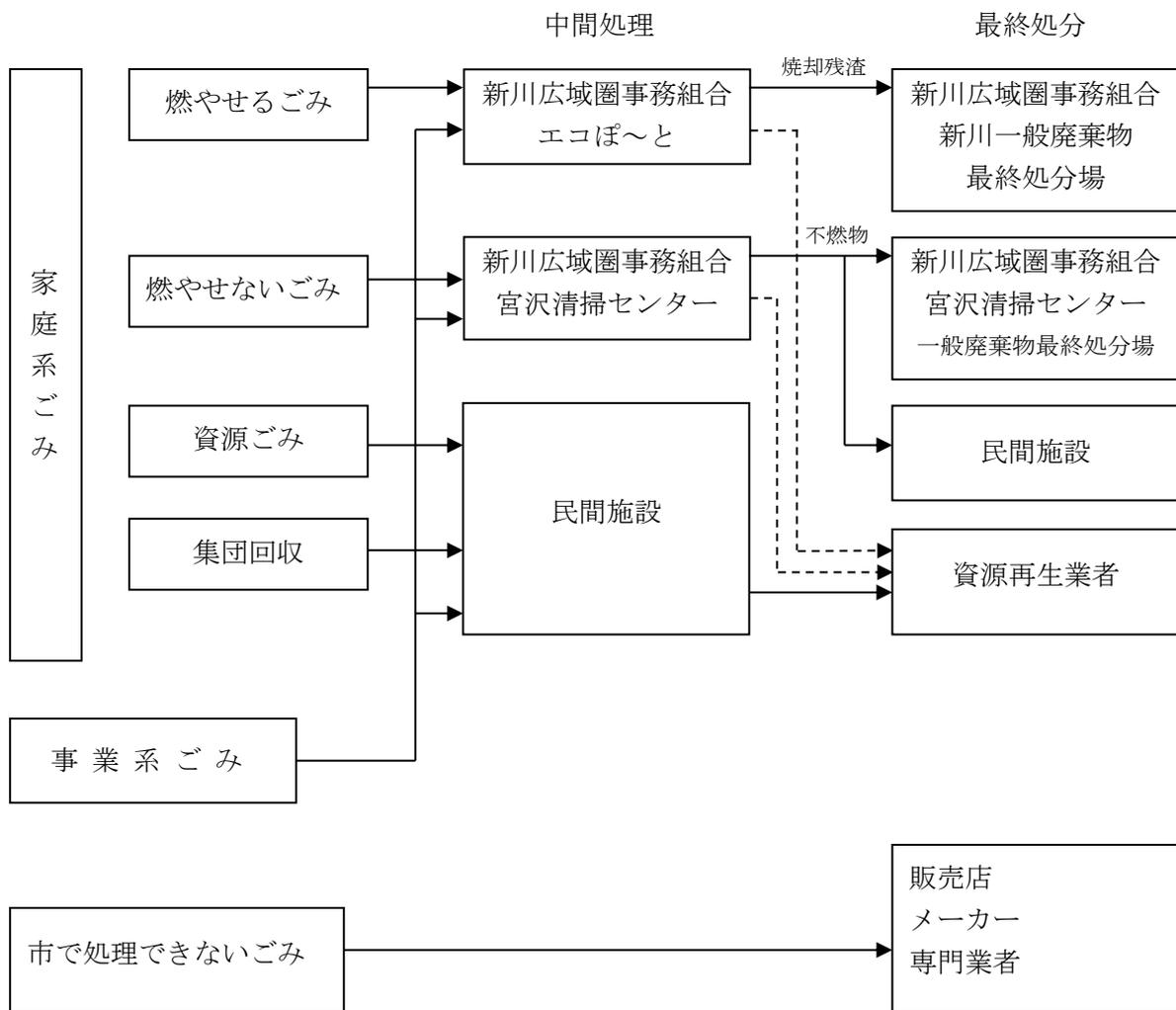
本市のごみ処理の流れは、図3-2のとおりです。

なお、平成21年度まで埋立処分していた宮沢清掃センターで中間処理（減容）された廃プラスチックは、平成22年度から民間施設により焼却処分（発電利用）しています。

また、燃やせるごみはエコぽ〜とで焼却し、発生した熱は隣接する入浴施設で利用されています。

市で処理できないごみについては、個別で販売店やメーカー、専門業者へ直接申し込みによる処理となっています。

図3-2 ごみ処理の流れ



3 ごみ排出量の現況

本市の過去5年間のごみ種別排出量（図3-3）は、総量としては、減少傾向にあります。

収集形態別のごみの排出量（図3-4）は、家庭系ごみ収集と集団回収は減少傾向、事業系ごみは平成29年度までは減少しましたが、その後、増加傾向にあります。

1人1日あたりのごみ排出量（図3-5）は、総排出量と家庭系では、平成30年度までは減少し、令和元年度は増加となりました。事業系は平成29年度までは減少し、平成30年度から増加となりました。

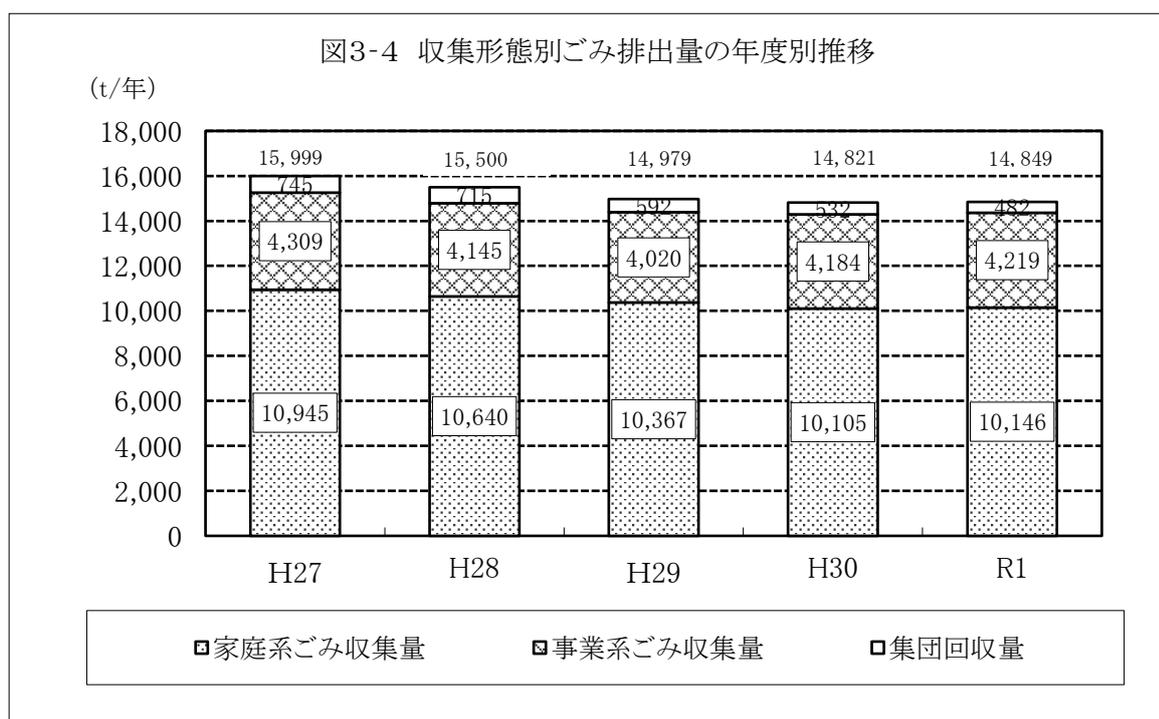
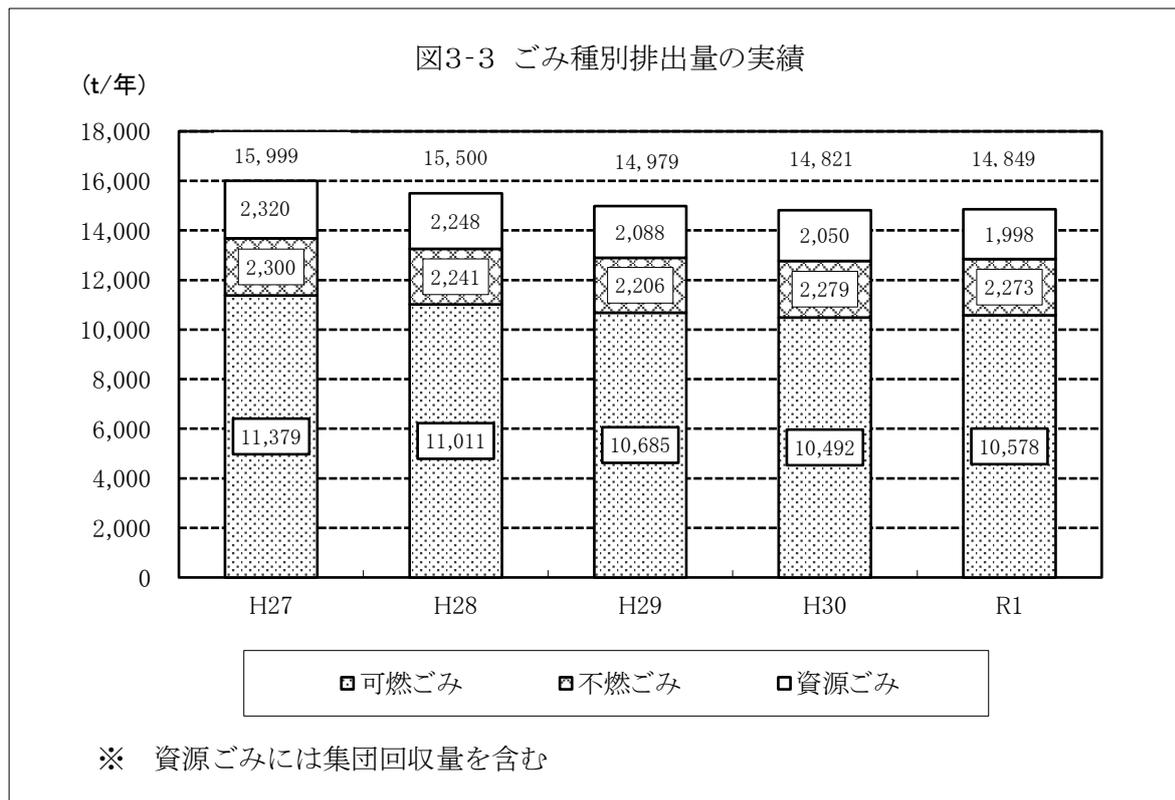
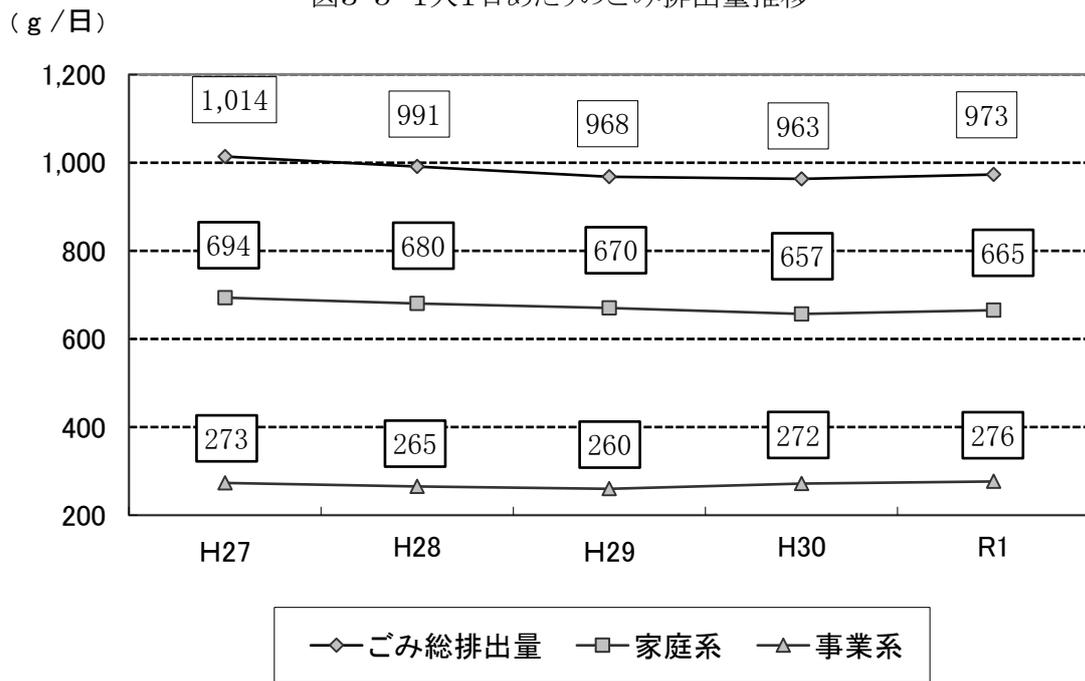


図3-5 1人1日あたりのごみ排出量推移



4 収集運搬の現況

本市の収集体制（表3 - 6）です。

収集は民間業者に委託しており、令和2年4月時点で燃やせるごみ、燃やせないごみについては、1,092箇所の地区ステーションにおいて指定袋、収集指定券で収集しています。

また、資源ごみについては、149箇所の地区ステーションと6箇所の常設資源物ステーション、5箇所の拠点回収により収集を行なっています。

なお、大きさ制限等により市で収集しないごみや、事業活動に伴って排出される事業系ごみについては、排出者による処理場への直接搬入または、許可業者による収集運搬となっています。

表3 - 6 収集体制

区 分		収集容器等の指定	収集回数	収集方法	搬入先
家庭系ごみ	燃やせるごみ	指定袋 収集指定券	週2回	地区ごみステーション	エコぽ〜と
	燃やせないごみ ビニール プラスチック ポリ製品 ゴム製品	指定袋 収集指定券	月3〜4回	地区ごみステーション	宮沢清掃センター
	燃やせないごみ 金物類 陶器類 ガラス類 粗大ごみ	指定袋 収集指定券	月1回	地区ごみステーション	宮沢清掃センター
事業系ごみ	自己処理、直接搬入 市の許可業者による収集運搬			エコぽ〜と 宮沢清掃センター	
資源ごみ	アルミ缶 スチール缶 びん		月1回	地区資源物ステーション 常設資源物ステーション 拠点回収（ペットボトルのみ）	民間施設
	ペットボトル プラスチック製容器包装 紙製容器包装		月2回		
	新聞紙 雑誌 広告紙 段ボール 紙パック		随時	常設資源物ステーション	
	廃小型家電		随時	常設資源物ステーション （清掃公社のみ）	

※ 資源物については、ステーションの集積場所（かご）にそのものを出す。

ただし、新聞、雑誌、広告紙、段ボールについてはひも等でしばって出す。

※ 常設資源物ステーションについては、定期巡回し、一定量に達するたびに収集を行なう。

5 中間処理の現況

1) ごみ処理施設の概要

本市においては、本市のほかに黒部市、入善町、朝日町で形成する新川広域圏事務組合による広域的なごみの中間処理を従来から行っています。

ごみの中間処理施設の概要は、表3-7、表3-8のとおりです。

また、資源ごみの中間処理については、すべて民間委託しています。

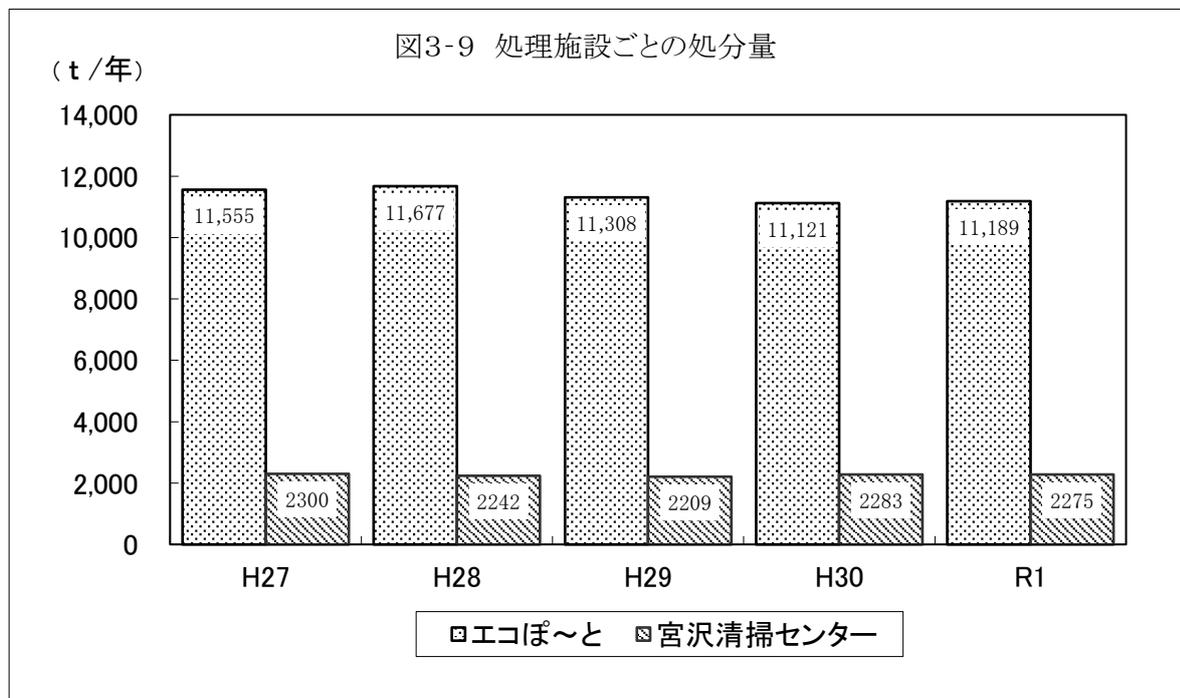
処理施設ごとの処分量(図3-9)につきましてはエコぽ〜と、宮沢清掃センターともにほぼ横ばいとなっています。

表3-7 ごみ焼却施設の概要

施設名称	エコぽ〜と
所在地	富山県下新川郡朝日町三枚橋 188-1
敷地面積	13,726 m ²
処理形式	准連続燃焼方式
処理能力	174 t / 16 h (58 t / 16 h × 3 炉)
竣工年月	平成 12 年 3 月

表3-8 不燃物処理施設の概要

施設名称	宮沢清掃センター
所在地	黒部市宮沢 99 番地
敷地面積	5,900 m ²
処理形式	NKK回転式横型破碎機
処理能力	40 t / 5 h
竣工年月	平成 2 年 3 月



※直接埋立の土砂を除く。

※魚津市分のみ

6 最終処分の現況

中間処理を終えたごみ、中間処理を必要としないごみについて、新川広域圏事務組合の計画により埋立て処分、民間業者による処分、再利用業者への譲渡その他の処分を行っています。

最終処分場の概要については表 3 - 10のとおりです。

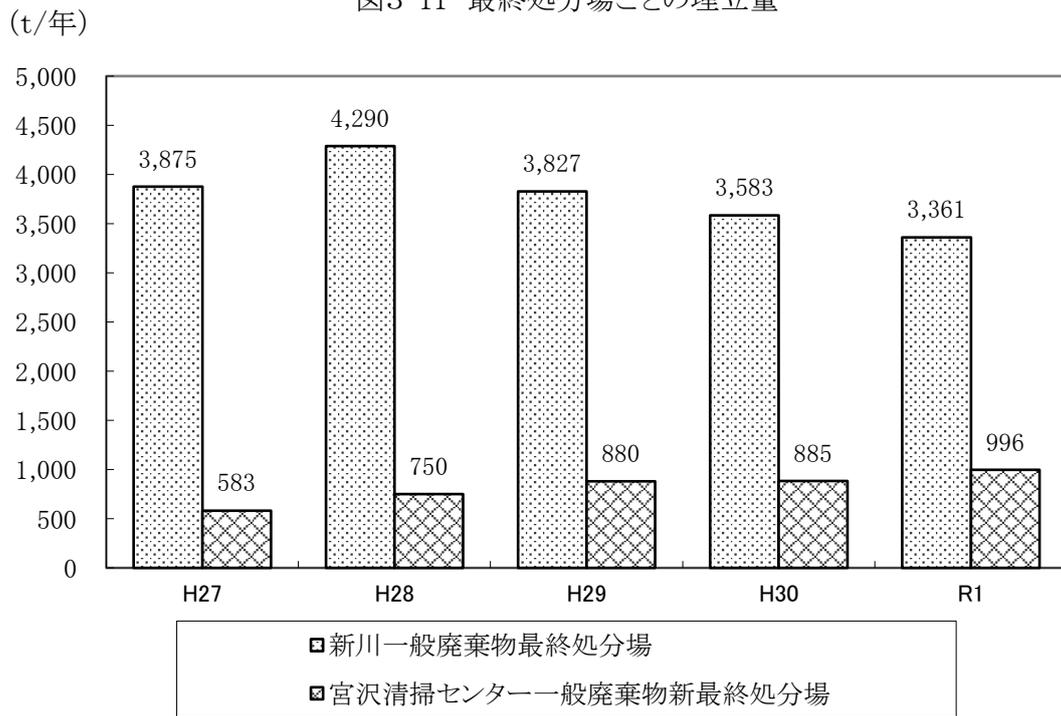
また、過去 5 年間の各処分場の埋立量（図 3 - 11）は、新川一般廃棄物最終処分場においては減少傾向にありますが、宮沢清掃センター一般廃棄物新最終処分場では増加傾向にあります。

表 3 - 10 最終処分場の概要

名称	新川一般廃棄物最終処分場
所在地	魚津市吉野 2330 番地
埋立開始年度	平成 12 年度
埋立終了年度	令和 26 年度
埋立面積	12,000 m ²
埋立容量	165,262 m ³
埋立方式	準好気性埋立構造、サンドイッチ工法
汚水処理能力	110 m ³ /日
汚水処理方式	沈砂槽＋調整槽＋接触ばっ気＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋消毒
処理対象物	焼却残渣、不燃物

名称	宮沢清掃センター一般廃棄物新最終処分場
所在地	黒部市宮沢 99 番地
埋立開始年度	平成 25 年度
埋立終了年度	令和 10 年度
埋立面積	3,300 m ²
埋立容量	54,000 m ³
埋立方式	サンドイッチ工法
汚水処理方式	黒部市下水道処理
処理対象物	破碎不燃物

図3-11 最終処分場ごとの埋立量



※新川広域（魚津市、黒部市、入善町、朝日町）全体量

7 減量化・資源化の現況

1) 集団回収の実績

本市では、各地域の自治会・子ども会などの回収団体が実施する資源（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）回収に2.5円/kgの報奨金を交付することにより、ごみの減量化と資源の再生利用の促進を図っています。

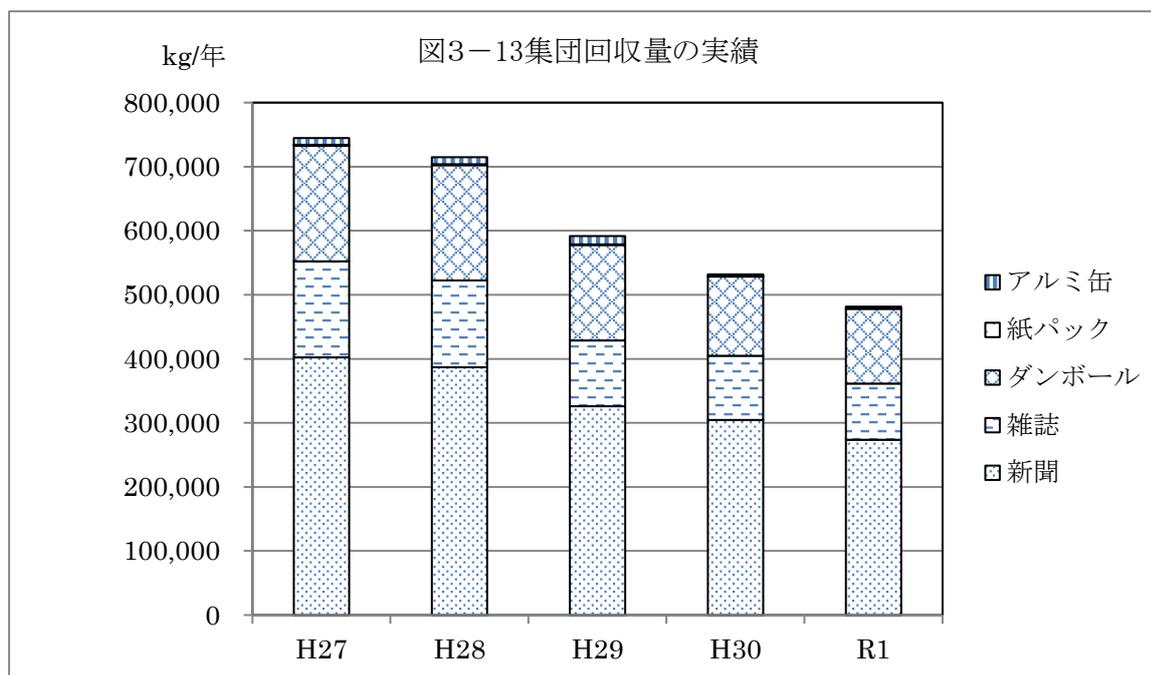
平成27年度から令和元年度までの集団回収量（表3-12、図3-13）は、人口減少、少子化により自治会・子ども会などの回収団体が減少しています。平成28年度には延94団体が回収実施していましたが、令和元年度は延74団体となり回収量も減少しました。

表3-12 集団回収量の実績

(単位：kg)

	H27	H28	H29	H30	R1
新聞	402,205	386,590	326,088	304,349	273,838
雑誌	150,292	135,683	102,580	100,190	87,587
ダンボール	180,502	180,306	148,953	123,844	116,722
紙パック	1,386	1,072	1,101	820	1,019
アルミ缶	10,515	11,079	12,916	2,501	2,476
計	744,900	714,730	591,637	531,704	481,642

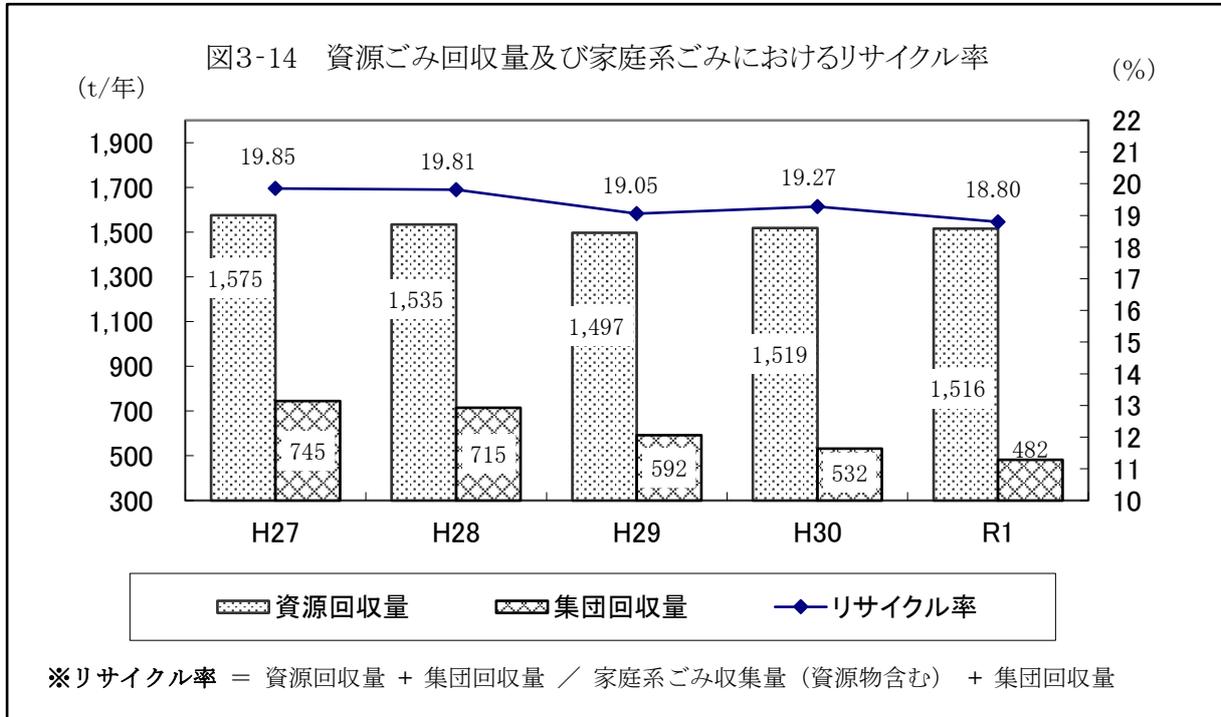
※アルミ缶については、報償金交付対象外品目



2) 資源化の状況

リサイクル可能な資源ごみについては、表3-6で挙げたとおり、おおむね分別収集及び資源回収を行なっています。

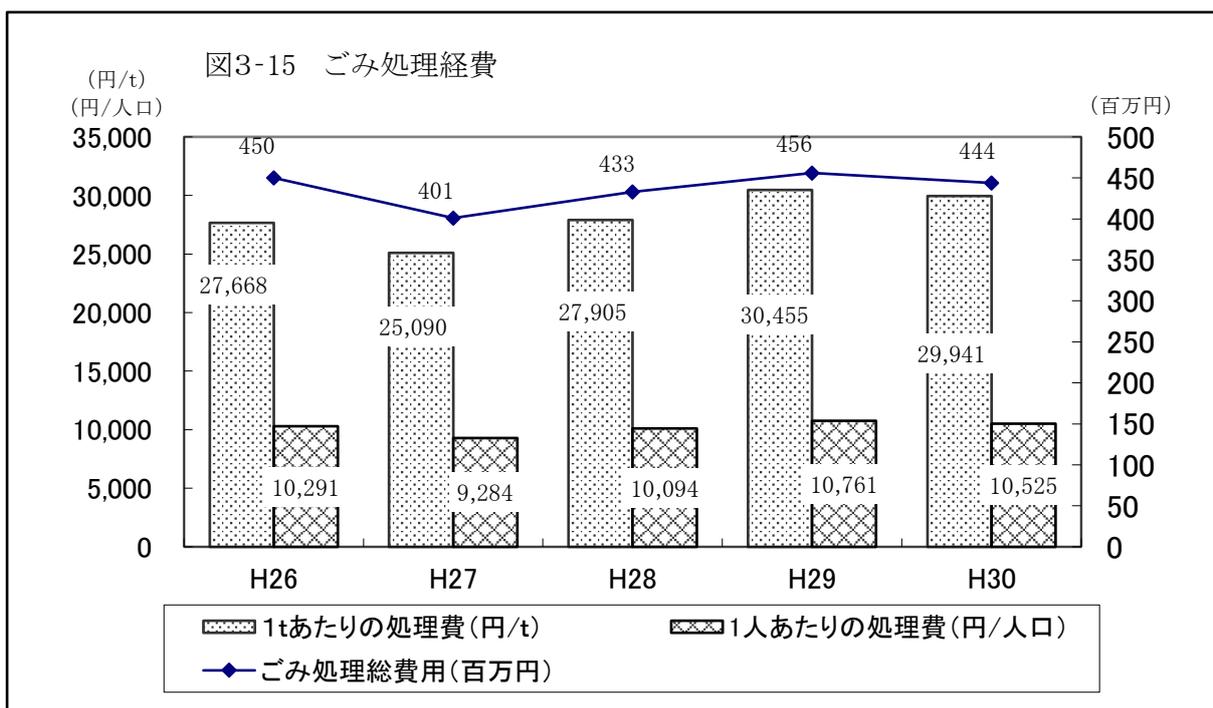
過去5年間の資源ごみ回収量の実績と家庭系ごみにおけるリサイクル率（図3-14）は平成27年度をピークに減少傾向にあります。特に集団回収量が大きく減少しています。



8 ごみ処理経費

本市におけるごみ処理経費（図3-15）です。

経費の内容については、新川広域圏事務組合管理による各処分場の維持管理費用の分担金と、ごみの収集運搬・処分等の費用となっています。



9 ごみ処理における課題

ごみ処理及び処分の現状から抽出される課題について整理します。
今後、これらの課題に対応していくための取り組みが必要となります。

区 分	課 題
排出量	① 厨芥類、紙類を中心とした減量化の推進
収集運搬	② 効率的で効果的な収集運搬体制の検討 ③ 適正分別・排出の徹底 ④ ごみステーションの維持管理体制 ⑤ 不法投棄対策
処理処分	⑥ 広域での施設整備への対応
減量化	市民・事業者・行政が協働して取り組む体制づくり ⑦ 新たな取り組みの検討 ⑧ 意識啓発の強化
資源化	資源化しやすいシステムづくり ⑨ 資源ごみの収集システムの見直し、検討 ⑩ 新たなごみの資源化方法の検討
処理経費	⑪ 効率的で効果的な取り組みによるごみ処理経費の抑制
温室効果ガスの 排出抑制	⑫ ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制

第2節ごみ処理基本計画

1 基本目標と基本方針

本市は、緑の山々と片貝川の清流などの豊かな自然に恵まれています。

私たちの生活に潤いややすらぎを与えてくれる自然環境を後世に残していくためには、効率的なごみ処理の推進を図るとともに、ごみの量を削減し環境にやさしい地域社会をつくる必要があります。

そのため、本計画では環境にやさしい循環型社会の形成を進めることを基本目標とします。

基本目標

環境負荷が少ない循環型社会の形成

基本目標を実現するために、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

基本方針1：市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進

循環型社会の形成に向け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、相互に協働してごみの減量化と資源化ができる仕組みづくりを進めていきます。

基本方針2：環境負荷の少ない処理システムの構築

環境への負荷を軽減するため、社会情勢に応じた分別区分の設定、地域性に応じた効率的な収集体制、循環型社会に適応した資源化など、効率的で効果的な処理を進めていきます。

本計画とSDGsとの関係

「基本目標」を実現するため、SDGs*（持続可能な開発目標）と一体的に推進します。中でも特に一般廃棄物処理との関連の深いターゲットについては次のとおりです。

番号	目標	ターゲット
	住み続けられるまちづくりを	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	つくる責任 つかう責任	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
		12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	海の豊かさを守ろう	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	陸の豊かさも守ろう	15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

*SDGs：国連の持続可能な開発のための国際目標であり、17の国際目標と169のターゲット（達成基準）からなり、誰一人取り残さないことを目指し先進国と途上国が一丸となって取り組む国際社会全体の目標。

2 基本目標のための役割

基本方針を進めるため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、役割を自覚し、互いに協力することが重要となります。

市民の役割

市民は、ごみ排出者としての責任を自覚し、分別を徹底し、ルールを守るよう努めなければなりません。

地区ごみ・資源物集積場を管理し、その周辺の清潔保持に努めなければなりません。

また、生ごみや紙ごみなどごみの発生、排出抑制に努め、市の行う施策（4R 推進等）に協力するよう努めなければなりません。

「4R」とは

- ・使い捨て容器入りの製品は詰め替え用を購入する等、捨てるものを減らす。（リデュース）
- ・使い捨て商品の使用を控え、再利用できるものを使う。（リユース）
- ・資源となるものを資源物として排出する。（リサイクル）
- ・買い物にはマイバッグを持参する、不必要なものは買わない。（リフューズ）

事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなくてはなりません。

その中で、生ごみや紙ごみなどの発生、排出抑制に努め、資源として再利用できるものを分別し、資源化回収業者への引渡しに努めなければなりません。

その他、ごみの分別の徹底、従業員への教育の実施、事業所間の連携による回収、内部処理の推進や再生品の積極的利用を図るなどして、減量化・資源化を推進するよう努めなければなりません。

また、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、利用者がごみの発生抑制やリサイクルしやすい仕組みを作るよう努めなければなりません。

行政の役割

市は、自らも事業者として率先してグリーン購入、再使用、再生利用に努めます。

市民や事業者に対し、役割と責務の周知徹底を図り、指導、啓発を行います。

市民・事業者・行政が協働して、地域事情にあわせた、減量化・資源化しやすい仕組み、体制の整備を図ります。

社会情勢の変化に適合した、環境に負荷の少ない、効率的で効果的な施策の推進を図ります。

3 目標の設定

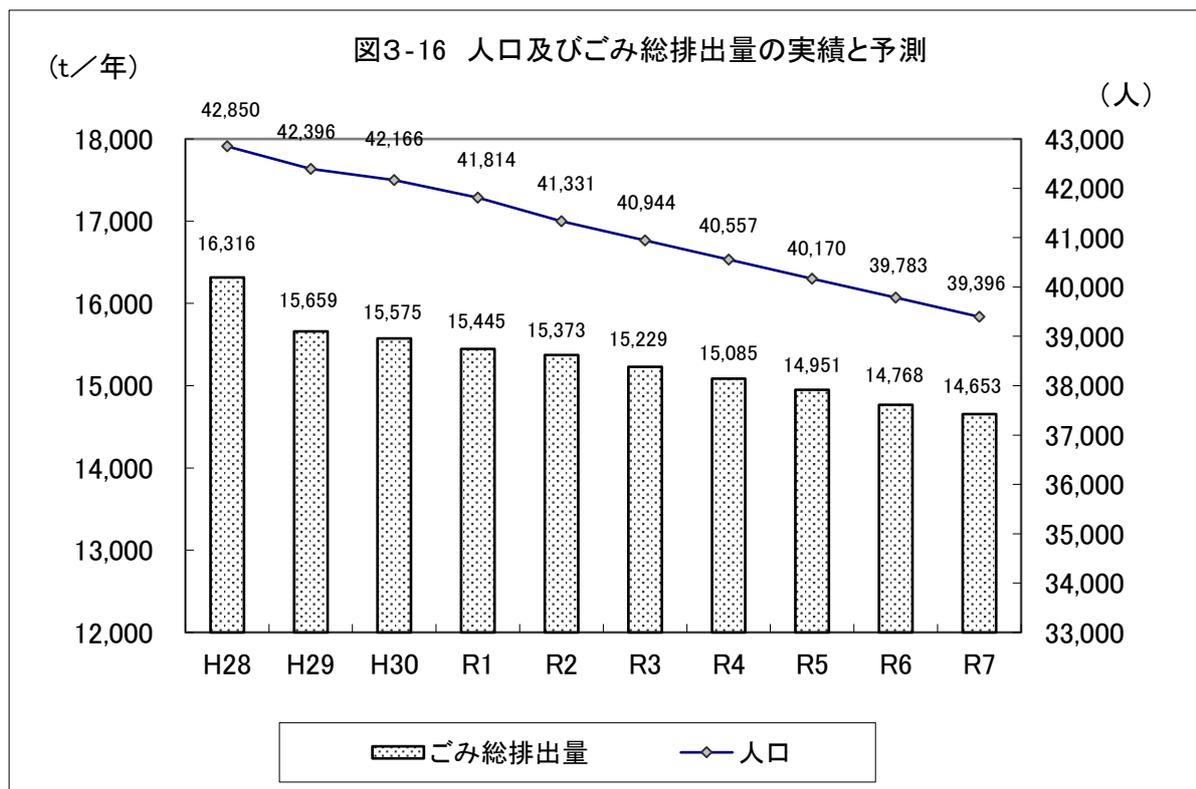
1) 人口及び総排出量の予測

人口及びごみ総排出量の将来推計（図3-16）です。

将来人口は、第5次魚津市総合計画策定に当たって人口推計された将来人口（住民基本台帳及び外国人登録人口を用いた人口推計）を将来の推計値として採用しました。

本市の人口は、令和2年10月1日現在で41,331人でした。今後も緩やかに減少するものと予測され、目標年度の令和7年度で、39,396人を見込んでいます。

ごみの総排出量の将来推計については、平成26年度の年間1人あたりのごみの排出量の実績値（371.95kg）を各年度の人口推計値に乗じて算出しました。



※平成28年から令和2年は資料住民基本台帳(各年10月1日)外国人登録者を含む
令和3年から令和6年は魚津市総合計画の令和7年人口推計値を基に算出

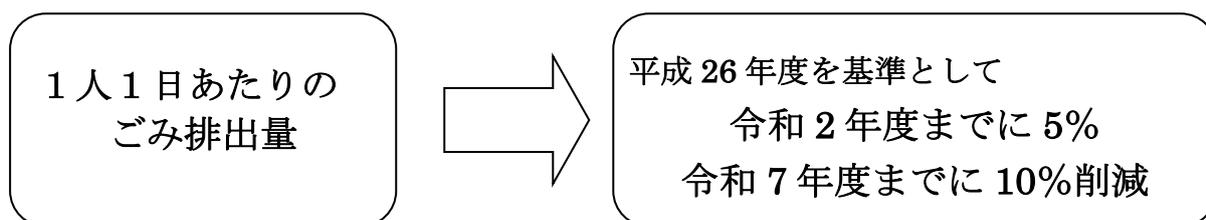
2) 数値目標の設定

平成 26 年度を基準として、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれ廃棄物の減量化、資源化、適正処理を行っていく上で、具体的な目標数値を定め、総合的な施策の推進による達成を目指します。

目標設定するにあたり、現状のまま推移しても人口の減少により、ごみの排出量は減少が見込まれるため、本計画では、1 人 1 日あたりの排出量を減らすことを目標とします。

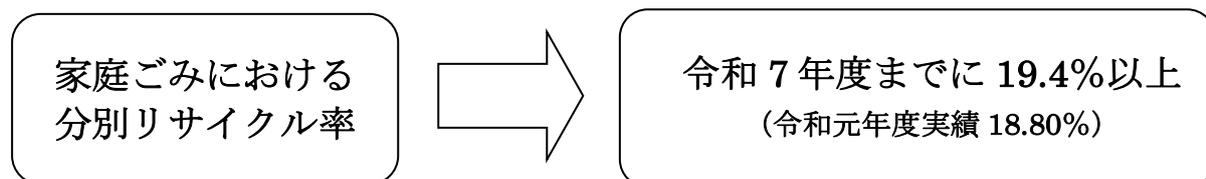
本市における将来のごみ減量化などの目標値については、以下のとおりとします。

(1) 減量化の目標



1 人 1 日あたりの平成 26 年度実績 1,019 グラムを令和 2 年度には、968 グラム、令和 7 年度までに 917 グラムと目標を設定します。

(2) リサイクルの目標



通常リサイクル率というと、事業系のごみ、処理場における資源化量なども含んだ上での算出となっていますが、処理場の管理運営が新川広域圏事務組合ということもあり、市が市民に対して行うリサイクル啓発の推進度合を測るため、本市では、家庭ごみにおける分別リサイクル率の向上を目標に掲げます。

近年はリサイクル率が低迷し、基準年の平成 26 年度の 19.26%を下回っており、当初の目標である令和 7 年度までのリサイクル率 30%の達成は極めて困難と考えられます。まず現実的に令和元年度の実績をこれ以上下げないように毎年 0.1%の向上を図り、今後も啓発等を強化し、令和 7 年度まで家庭ごみにおける分別リサイクル率 19.4%以上を目指します。

(3) 最終処分量の目標

最終処分量については、前節の図 3 - 1 1 であげたとおりですが、新川広域圏事務組合の事業であり、新川広域圏全体での数値となっているため、数値目標の設定はしません。

しかし、ごみの排出量の減量は、最終処分量の減量にもつながるので、ごみの排出抑制に努めます。

また、国では廃プラスチック類については直接埋立てを行わず熱回収を行うことが適当としていくことから、新川広域圏事務組合と協議しながら、廃プラスチックについては、直接埋立てを行わず、熱回収を行い、最終処分量の減少に努めます。

3) 中間年度における数値目標の達成状況

平成 27 年度に計画策定時に定めた中期の数値目標の達成状況を以下に示します。

項目	令和 2 年度 目標値	令和元年度 実績値	達成状況
1 人 1 日あたりのごみ排出量	968 グラム	973 グラム	未達成
家庭ごみにおける 分別リサイクル率	25.00%	18.80%	未達成
最終処分量の目標	減少	減少	達成

達成状況の評価

(1) 1 人 1 日あたりのごみ排出量

平成 24 年度をピークに減少していましたが、平成 30 年度には 963 グラムと中期目標値を下回り目標を達成しましたが、令和元年度は 973 グラムと若干増加したものの、中期計画の目標に近いものとなっています。

減量の要因としては、市民の意識の向上とともに、生産者・小売店等の包装の簡素化や生活様式の変化、電子化によるペーパーレスの進展などが考えられます。

計画の最終年度である令和 7 年度の目標値 917 グラムを達成するため、更なるごみの減量化に向けて啓発をしていく必要があります。

(2) 家庭ごみにおけるリサイクル率

P18 の図 3-14 のとおり家庭ごみにおけるリサイクル率は近年 19% 台で推移していましたが、令和元年度は 18.80% と平成 30 年度から 0.47% 減少しました。

資源物の回収量が減少したのは、市民のリサイクル意識の低下や資源物回収の機会が減少していることが原因と考えます。

今後は、市民のリサイクル意識醸成のため、資源物集団回収の維持や、常設資源物ステーション、地区ごみステーションでの資源物収集を市広報や CATV で広報し、4R を推奨・啓発することで、紙、プラスチック、家電製品の資源化や食品ロスの削減をすることが必要と考えられます。

(3) 最終処分量の目標

目標は達成していますが、新川広域圏全体での達成という結果であり、市の取組の向上を通じて達成の継続を図ります。

4 目標達成に向けた主な取組

目標達成に向けて、前節にあげた課題を解決するために以下の取組を行います。

- 取組1 生ごみ、剪定枝のリサイクルシステムの構築（対応課題：①、⑦、⑧、⑨、⑪）
生ごみの減量化・資源化の推進のため、十分な水切り、エコクッキングやダンボールコンポストの普及に努めます。
また、市内に生ごみ、剪定枝の資源化目的とした処分の許可業者がいることから、市民向けの生ごみ、剪定枝のリサイクルシステムの構築に向けて研究を進めます。
- 取組2 集団回収の支援（対応課題：①、⑧）
資源回収団体への報奨金制度を継続し、紙類のごみの減量化・資源化を図るとともに、ごみ処理のコスト削減や市民の資源に対する意識の向上を図ります。
- 取組3 ごみ減量化・資源化の推進（対応課題：①、③、⑦、⑧、⑨、⑫）
食品ロスの削減や4R活動（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）の推進により、ごみの減量化・資源化を図ります。ごみの減量化による温室効果ガスの排出量削減及び4R活動の啓発による海洋プラスチックごみの削減を図ります。
また、紙類については減量化・資源化しやすい仕組みづくりを研究します。
- 取組4 ごみ処理手数料の見直し（対応課題：①、⑧、⑪）
ごみ処理には費用がかかることを認識してもらうとともに、必要な処理費用に応じた費用負担を求め、適正な手数料を定期的に見直すことにより、ごみの減量化の動機付けになるよう広域圏事務組合へ働きかけます。
- 取組5 収集体制の見直し（対応課題：②、⑨）
地域事情や社会情勢に適応した、より効率的で効果的な収集体制の見直しを検討します。
また、高齢者や障害者などごみの排出が困難な方に配慮した収集体制について、検討していきます。
- 取組6 ごみの分別ガイド及びカレンダーの充実（対応課題：③）
ごみ・資源物の分別ガイドを作成及びごみカレンダーを充実させることで、ごみの分別や排出方法を周知、徹底を図り、減量化・資源化への意識啓発を行います。
- 取組7 特別管理廃棄物及び適正処理困難物の適正処理（対応課題：③）
感染性医療廃棄物などの特別管理廃棄物や、適正処理困難物については、市では処理できないことから、排出者の責任において各専門業者などへ委託して適正に処分するよう周知徹底を図ります。
- 取組8 ごみステーションの管理、ごみ排出ルール厳守の徹底（対応課題：③、④）
ごみステーションの利用者は、自らの責任においてステーション及びその周辺の清潔保持等に努め、また排出ルールを厳守するよう、地域住民による管理体制の徹底を図ります。
- 取組9 不法投棄防止の強化（対応課題：⑤）
不法投棄が重大な犯罪であることを広く周知を図るとともに、自分の地域は自分で守る

という意識の啓発を図り、地域住民に協力を求めながら、監視体制を強化し、関係機関とも連携して不法投棄の防止に努めます。

取組 10 ごみ処理施設の適正管理の推進（対応課題：⑥）

社会情勢に即したごみ処理施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進し、施設の長寿命化・延命化を図れるよう、管理運営をしている広域圏事務組合へ働きかけます。

取組 11 ごみ処理施設における資源回収の推進（対応課題：⑥、⑩）

ごみとして搬入されたものの中から、資源となり得るものを選別し資源化を図り、最終処分量の減量化を図れるよう、管理運営をしている広域圏事務組合へ働きかけます。

取組 12 ごみ処理施設における温室効果ガス排出抑制に資する施設の整備（対応課題：⑥、⑫）

施設を更新又は改修の際には、できる限り温室効果ガスの排出量の抑制に資するよう、管理運営をしている広域圏事務組合に働きかけます。

取組 13 廃棄物減量等推進員制度の活用（対応課題：⑦、⑧）

地域の事情にあった減量化・資源化の啓発推進を図るため、廃棄物減量等推進員の活動を積極的に展開してもらえるような体制づくりに努めます。

取組 14 不用品の再使用の推進（対応課題：⑦、⑧、⑪）

不要としている人から必要な人に情報が届くような、システムの構築の検討を行うとともに、イベント等で情報提供を充実し、市民による不用品の再使用を促進します。

取組 15 ごみの新たな資源化方法の実施検討（対応課題：⑦、⑩）

新たに資源化の図れるごみや、既に資源化を行っているごみについても、より効率的で効果的な資源化方法の研究をし、実施の検討を行います。

取組 16 環境教育の推進（対応課題：⑧）

施設見学や出張講座などを開催し、環境問題に対する意識の向上、啓発を図ります。
また、次の世代を担う子どもたちへの意識啓発が重要と考えられることから、学校教育における環境教育を推進します。

また、上記の主な取組以外についても、社会情勢を踏まえ、必要に応じて関係機関等と協議しながら、進めていくこととします。